

河内氏・堀之内氏による川辺堀之内区画整理組合の「私物化」の解明

奥野りん子レポート H20・3・1

このレポートにおいては、1、川辺堀之内区画整理事業の概要、2、二人の元副市長の動向をベースにした経緯、3、組合の総会議事録をベースにした経緯、4、会計の中身の問題点について、の4点に渡り、私の行った調査の結果を報告する。

以下、川辺堀之内区画整理組合の事を「組合」と、企業公社の事を、「公社」と記載する。登場人物に関しては、当時の肩書を記載するものとする。

1、川辺堀之内区画整理の概要

川辺堀之内の区画整理事業は、18,7haの小さな範囲で行われる総事業費＝約70億円の組合施工の事業である。日野市は、その1割にあたる7億円の助成を決定した。

平成22年度当初の事業費総額を紐解けば、67億800万円。公共施設管理者負担金（国費）＝28億1,100万円、日野市助成金6億9,400円、保留地処分金＝28億1,100万円を収入源としていた。保留地面積は、26,790平米であった。

しかし22年度中に交換金が32億1,691万円と確定したことにより、まず、その3億円の増収をきっかけとした計画変更が行われ、その後も3度にわたり計画が変更される中で、最終的には、保留地面積がさらに980㎡拡大され、27,776㎡に。処分金も13億7,900万円の増額変更があり、41億9,000万円にまで、膨れ上がっている。総額は、78億9,800万円に、約11億円も拡大された。市の助成金も、7,600万円ほど増額されている。

計画変更によって、結局、総事業費が10億円も拡大されたわけだが、物事を収支報告の数字だけで捉えるのではなく、成果物自体に基づいて検証をすれば、10億に見合う実態とはなっていないことは確認できるはずである。10億円も増やして行えるような従来の区画整理事業は、川辺の区画整理地内には存在しない。存在するのは、残る黒字を、どう、最後まで余すことなく吸収するかという河内氏の思惑だけである。

川辺堀之内区画整理事業の使命は、①「事業計画区域内に良好な生活道路を整備すること」、②「国道3・3・2号線の計画線上にあるお宅を移転させ、と打ち明けをすること」、③「①にかかる道路築造や移転補償費用を捻出するために、保留地をつくって売ること」だが、川辺堀之内地域は元々、そのほとんどが畑だったため、保留地はいくらでも準備できる好条件にあり、かつ、移転の必要のある軒数は約90戸と少なく、しかも、そのほとんどが国道予定地上にあるため、移転費用は交管金で賄うことができる。

そうした状況を鑑みれば、川辺堀之内の区画整理は、初めから黒字で終わることが見通せた事業である。河内氏にかけられた嫌疑は、行政を上げて民間組合を立ち上げ、行政の手から離れるや介入し、我田引水の仕組みを作って、その莫大な黒字を、自らの懐に流し入れた疑惑である。

《 補足 》

河内氏は、地元の多摩市でも、地主として、組合施工の理事者となり、区画整理事業を完了させている

が、地元と同じ「区画整理前は農地」という条件の良さを見越して、初めから介入する気で組合を立ち上げさせたのではないかと疑うような情報が、多摩市民から私の元に寄せられている。

手紙の趣旨は、「組合員は皆、農家なので、区画整理とは何なのか、誰も知らなかったが、日野市職員であり、区画整理のプロだという河内氏に任せておけば大丈夫と思っていた。ところが、蓋を開けてみたら、河内氏と M 氏という二人の組合理事（有力者）の下に利益誘導が行われる一方で、不公平な目にあって人間が大勢いた。しかし、被害を証明しようにも、多摩市が証拠の資料を燃やしてしまい、泣き寝入りするしかなくて苦しんでいる。どうか、日野市ではしっかりと検証を行い、奪われた財産を取り返してあげて欲しい」というもの。

川辺堀之内区画整理組合についても、多摩市と同じく理事者は高齢な方ばかりで、そもそも区画整理の知識が無いからこそ、元副市長の手腕を必要としたわけである。この間、川辺組合の理事長ともお話をさせて頂いたが、ご本人は、日野市からの説明が無いために、東京都の 1 回目の監査の時点においても、私物化の焦点は、新聞報道にあるような河内氏の「高額な報酬」だけに止まらない事について、全くご存じではなかった。要するに、組合の会計全体が食い物にされているという疑惑がある事を、理解されておられなかったのである。

第三者委員会の指摘通り、河内氏が、肝心な点に関しては丁寧な説明を省き、理事者全員の共通認識とせずに、会計を私物化してきたこの現実を鑑みれば、河内氏の行為は、元副市長という肩書に全幅の信頼を寄せている市民を、見事なまでに裏切る行為である。真相解明は、行政と議会の責務である。

31 年 3 月に、私と有賀氏が、河内氏の「兼業問題」を告発して以降、今現在に至るまで、助成金の予算の執行は停止されているとはいえ、日野市の助成金が、既に 3 億 6200 万円も投入されている以上、早急な対応が求められる。

「組合会計の私物化」の最大の焦点は、「組合の財産が、どの程度、河内氏の懐に還流したのか」に絞られ、その解決は、奪われた市民の財産を取り戻すために、どのようにイニシャチブを発揮するのか、大坪市長の双肩にかかっている。

2、二人の元副市長の動向をベースにした経緯

第 1 ステージ 河内副市長と堀之内企画部長の主導でスタート

3・3・2 号線の「事業認可」は、第 5 回総会で、当時の石本区画整理課長も語っているように、「日野市と八王子市の自民党議員団が国会要請を行ったことによって、H17 年に降りている。当時、衆議院議員だった小川友一氏が、「ここでやっと、念願の川辺堀之内に 3・3・2 号線を通すための事業認可が下りました。土地を買うなら今のうちですよ。」と、市内経済系団体の新年会において発言したのは衝撃的だった。

即刻、日野市区画整理課の職員が、組合施工立ち上げに向けて、地域の地権者を説得に回り始め、翌・H18 年の 11 月に、第一回・組合設立・準備会が立ち上がる。市の職員が、全地権者を訪問するからには、市長部局として、組合設立を支援する意思決定があったということ。

当時、日野市は、市施工の区画整理を複数、同時進行で着手していただけない、馬場元市長にとって、川

辺にまで手を広げることは無理があった。

そこで、川辺堀之内の地権者に組合を作らせ、区画整理の手法で用地明けをしようと画策したのが、当時、副市長として都市整備部長や企画部長も兼務してきた河内氏や、その部下であった堀之内氏であった。

組合設立までは、日野市が「組合設立準備会」の「事務局」を務めたが、この「日野市事務局」のメンバーのトップが、堀之内和信企画部長である。（関田和夫まちづくり部長も含まれていたが、彼は市施工担当）

第2ステージ 堀之内氏が、「企業公社」との契約を組合に指導

この「日野市事務局」について、さらに言及するならば、日野市は当時から、組合施工の区画整理の進行管理に関しては、企業公社との間で委託契約を結ばせていた。よって、その企業公社を管轄していた企画部長が当時の「日野市事務局」を束ねていた。かつ、堀之内企画部長には当時、「交管金担当」という肩書もついていたことから、「交管金を元手の国道の用地明け」を目的とした川辺堀之内の区画整理の場合の「日野市事務局」とは、堀之内氏の意思を指すことは、疑う余地も無い。

宮田・現まちづくり部長によれば、「“日野市事務局”が、川辺堀之内区画整理事業の進行管理を企業公社に委託することを馬場元市長に進言し、その了解を得て、組合に特命随意契約を指導した」事になっている。という事は、初めから河内・堀之内ラインによって、企業公社との契約も、初めから誘導されていたということ。

しかし、その企業公社は、オオバというコンサルに業務委託をしており、実務能力は無い。「市施工」では都市づくり公社に進行管理を委託し、市は、都市づくり公社の業務を点検するのみだが、「組合施工」においては、都市づくり公社の進行管理の役割をオオバがやり、進行管理をチェックする市の役割を、企業公社にやらせているという構図となっている。

そのチェック部門を、元職員たちが乗っ取り、「進行管理役の企業公社を、俺様たちが、（ボランティアのふりをして）さらに、必死に管理してやっているというのに、これ以上、市がチェックする必要がどこにあるのだ？」という状況を作りだして、市の管理を遠ざけたというのが事の本質。

第3ステージ 堀之内氏が「公社社長」に就任、組合を牽引

組合は、H19年3月28日に、「日野市事務局」から推薦されて、企業公社との契約を決定したが、なんと、その3日後の3月末日に、堀之内氏は日野市を退職してその企業公社の社長となり、川辺堀之内組合との間で委託契約を結んだ。そして組合が正式に設立された平成21年以降、H24年5月に、河内氏が組合の理事長相談役になるまでの間、川辺堀之内の区画整理事業は、堀之内氏が牽引することになる。

設立の翌年の平成22年には、企業公社に委託されていた「道路築造工事を監督する業務」が、契約変更され、堀之内社長個人が受注する形に切り替えられた。

この堀之内氏への委託料は、数百万円程度の額であり、企業公社が請け負ったとしても、契約料は同じであったと思われる。その一方で、河内氏の方は、2年後に組合に乗り込んで来て、理事長相談役として組合会計を牛耳るなり、自分で自分に出来高払いの委託契約を発注しており、基本料がいきなり3000万円と高額であることを鑑みれば、堀之内氏が、公社社長でありながら個人委託契約に切り替えたのは、河内氏が理事長相談役に就任すると同時にスムーズに個人委託契約を行うための、それこそ、

「導入」のつもりであったと考えられる。

設立2年目の23年度には、早くも総会において、「赤字になった時には、市が責任を取ってくれるのか？」という質問が頻繁に出はじめ、煮え切らない態度に、組合員の不信感が募っていく様子が、総会資料から読み取れる。即ち、組合設立の際の地権者への説得の仕方に疑問が残る。

そして、24年3月6日の理事会において、堀之内氏から、業務推進体制の強化を目的として、「理事長相談役」を置く提案が成され、堀之内氏によって河内氏が推薦され承認される。

第4ステージ 河内氏が、「組合理事長相談役」に就任

平成24年、5月1日に、河内氏が、組合の理事長相談役に就任。

前年23年度には、**庶務規定の変更**が行われ、諸手当が改善されるが、特徴的なのは、職員の待遇を「公務員並み」に規定したこと。これによって、河内氏は、市立病院でもらっている勤務実態のはっきりしない莫大な時間外手当を、組合に就任した途端に貰うことができている。

第三者委員会が出してきた資料によれば、河内氏は、理事長相談役として諸手当をもらいながら、組合がたった1人雇用している事になっている「職員」としても報酬を貰い、かつ、組合との間で個人契約した「業務推進のための業務」委託料も、貰っていた勘定となる。その委託料は、出来高払いなので、日野市の助成金がアップする度に、連動してアップしている。第4ステージ参照。

同じく23年には、**「保留地処分規定」の決定**が行われているが、「随意契約で、一括販売できる」という胡散臭い内容であり、自由競争を阻害する理由に関する具体的な記載は無い。ここまでは、堀之内氏が組合をまとめているが、河内氏就任以前から、司令塔は河内氏であったことは疑う余地もない。

組合の「工事請負規定」は、既に、公共事業において最も談合のやりやすい「指名競争入札」というスタイルで設定されていたが、河内氏は、就任早々さらに、**「予定価格の事前公表」**を組み込む形に、**工事請負規定を変更**することによって、より談合しやすい環境を整備した。

第4ステージ 堀之内氏が副市長に転身

25年4月に、馬場弘融氏からバトンタッチした大坪冬彦氏が、市長に就任。一方で、河内氏は、3期12年にわたり副市長職に身を置き、日野市初の“天下り先”である病院経営専門鑑のポストを準備し、退職と同時に横滑りするほどの実力を持つ。その大御所からすれば、日野市の部長職にあった大坪氏は、彼の元部下に当たり、当然の事ながら御しやすい。この新市長の誕生が、私物化を一気に加速化させてしまう事となる。

同年6月4日には、堀之内氏が、副市長に就任。河内氏から斤内に送り込まれた疑い。河内氏は、堀之内氏の副市長就任直後の7月の総会では、既に、「いずれ、擁壁を作っていく」と発言しているが、28年には、その擁壁工事までもが、堀之内氏主導の要綱改正によって、助成金の対象となっている。

大坪体制になった当時の理事者の顔ぶれを見れば、区画整理に精通した人間が存在せず、助成金要綱の改正に関しては、河内氏や堀之内氏に代わって、自信をもって決裁印を押せる人間がいなかった。河内氏が、堀之内氏を副市長として送り込んだ理由がそこにあり、強引であったであろうと思われる河内氏からの人事提案を、大坪市長が受け入れた理由もまた、然りであると考えられる。

第5ステージ 助成要綱を2度にわたり改正

1 度目の改正 平成 26 年、4 月 1 日、「日野市 組合施工 区画整理 助成要綱」にある「幅 6 メートル以上の道路築造に助成」の項目中、「6 メートル以上」の文言を抜く改正が、3000 万円の予算措置をつけて行われた。

川辺堀之内の事業計画は、区域内の生活道路の 9 割を、初めから、幅員 5 メートルで築造する設計となっているため、この要綱改正によって、助成対象となる道路については、当初の 55, 1%から 97, 3%に拡大された。それこそ、昔の赤道や矮小農道を消防車が入り込める広さに拡張する事こそ、区画整理に公金を入れる理由なのに、2 項該当道路（車のすれ違うことができない 4 メートル以下の道路）のままでも、整地や舗装整備などの道路工事にまで、助成金の対象となったため、川辺では、事業計画を変更して、期間延長がされたが、最後は、作るべき道路が無いために、2 項道路まで、整備し尽くしている。

1 度目の改正によって、日野市の助成金が、3 0 0 0 万円の予算措置付きで改正されたが、その 3000 万円の予算は、そっくり、川辺堀之内区画整理組合への助成に回されたことから、文字通り、川辺堀之内のための改正といえる。その改正と同時に、3000 万円だった河内氏の出来高払いの助成金は、5800 万円に上がった。

2 度目の改正 平成 28 年、11 月 28 日、「日野市 組合施工 区画整理 助成要綱」の助成対象項目は、「道路築造」「公共施設」のみであったが、「宅地造成」「整地工事」「擁壁築造」「その他施設」を追加した。要綱改正の理由について日野市は、「民間施工の区画整理は、条件が地域により異なるため、良好な保留地の造成のために良かれという判断の下、民間組合を応援する意図を込めて、要綱改正を行った」と、しているが、川辺堀之内は、「擁壁まで整備しなければ保留地が売れない」という状況にはない。擁壁整備しなくても良い保留地の処分のみで、事業は十分に完結完成する。ディベロッパーに一括販売して莫大な黒字を上げているが、整地や擁壁築造までして造成した宅地であれば、保留地処分金についても、経費を上乗せしてしかるべきだが、「周辺地域より下げて随意契約で売る」という不思議な運営をしている。組合員には、保留地処分金の価格を低く見積もっている理由を、「整地や擁壁など、宅地造成にかかる諸費用を込みで、一括購入してもらうため」と言いながら、「整地工事」「擁壁築造」「宅地造成」のためのお金は助成金の対象となったため、価格に乗せなくても公金で対応できる。なのに、処分価格は低いままとなっている。

この改正によって、河内氏の個人委託料（基本料金 3000 万円）は、一気に 8000 万円に跳ね上がった。

第 7 ステージ 堀之内氏が副市長退任、堀之内氏にも兼業疑惑

堀之内氏は、平成 29 年 6 月 4 日に、日野市副市長を退任し、再び、組合との個人委託契約に復帰したと見られる。第三者委員会は、河内氏をターゲットにして調査したため、この堀之内氏に関しての証拠を集めたわけでは無いが、組合から提出された支払先の中に、堀之内氏の名前もあることは、市も認めている。その資料を日野市側が出さないため、「見られる」という書き方に止めた。

「組合が提出した資料の中に、26 年から 29 年までの契約書は存在しなかった」と、第三者委員会は、報告している。その 4 年間だけを、すっぱり隠す理由は？

その時期は、堀之内氏が副市長だった時期と重なる。そして、堀之内氏が、副市長以前から受託していた道路築造の進行管理については、企業公社への契約に戻されていない。では、その代わりを誰かに頼ん

だのか？と言え、それを証明する契約書類は存在しないとなれば、引き続き、堀之内氏が、都市計画担当副市長として川辺の面倒を見ながら、お金も受け取っていたと考えてもおかしくはない。

この川辺堀之内区画整理に関しては、私と有賀氏が、河内氏が公務員でありながら違法に兼業していたことを暴いたことから、河内氏の組合の私物化の実態を告発するところまで辿り着いたわけだが、ここで、堀之内氏も、副市長時代に委託料を受け取っていたという事になれば、日野市の元副市長が二人も、違法な兼業に従事していたことになるのである。

第8ステージ 第三者委員会が違法を指摘

平成31年の3月議会の最終日に、奥野、有賀の両市議会議員で、組合から2076万円の委託料を受け取っていることも示した上で、河内氏の地方公務員法違反の実態を調査し解明するための百条委員会を設置する動議を提出しました。

ところが、唯一の野党である共産党でさえ、「河内氏の雇用が継続されたことは違法ではない。」という頓珍漢な理由で反対し、これを否決。代わりに、河内氏のハラスメントへの関与と、違法性の免れない「兼業」のみを問題として、解明を「市長に任せる」決議を上げた。

その決議を受けて、市が招集した第三者委員会が、半年かけて調査した結果が出てきたが、私たちの調査を裏付ける内容であった。市議会議員には情報公開を拒否した内容も、第三者委員会には公開され、河内氏の闇の深さは、さらに極まった。議員の調査権を拒否さえしなければ、こんなにも深刻な闇にはならなかったであろう。

第三者委員会でさらに解明された点は、病院も含めて以下の通り。

- 土日祝日出勤した場合に、その出勤時間に関わらず、日当6万円が、病院会計から支払われていた。
(土日にある組合の理事会に出席する日は、必ず、病院にも寄ってタイムカードを押し、病院からも休日出勤手当をもらっていた)
- 高額な報酬にかかる税負担に対して補填をすることを決め、組合会計から「特別損失補償」を行い、その保証金の受け取りに際し、「公共事業投資資産の資産買取り等証明書」を発行していた。
- 組合事業費から組合互助会へ、多額の助成金を支出し、商品券を購入し配布していたこと。
(河内氏が理事者を務めた地元・多摩市で完了した区画整理組合の地権者から、「商品券を受け取ってしまったために、口封じされてしまった。」という声が届いています。)
- 組合内における重要な意思決定は、理事会において行われているが、その前段階として、「理事監事協議会」という、議事録に残さない秘密会議を開いて決定していた。この、議論の経緯のわからない「秘密主義」は、日野市の区画整理の伝統であり、河内氏が作り上げた手法ともいえる。
この「議事録を残さない」理由について、河内氏は、「東京都の指導である」と回答。彼は、保留地を随意契約で安く売る」などのあり得ない手法については、全て、「東京都の指導」と説明している。

2、組合の総会議事録をベースにした経緯

H18年 3月11月 第1回設立準備会

H19年 3月28日 第7回準備会において、組合が、市の指導に従い、公社と「組合設立認可申請書

作成業務委託」を交わすことを決定。

4月1日 堀之内氏、まちづくり部長を退職後、日野市企業公社・社長に就任。

4月6日 組合が、公社と「組合設立認可申請書作成業務委託」の委託契約。

4月23日 組合が、公社と「業務・事務委託契約」を締結。事務局が日野市から公社に変更。

H21年 4月4日 「川辺堀之内 土地区画整理 組合」 **設立総会** 馬場元市長、秋山元議長出席

庶務規定・会計規定・工事請負規定・監査要綱の決定

21年度の企業公社の職員は4人、(元部長2人、元課長1人、臨時1人)

○この年に、日野市は「土地活用推進室」を創設。「保留地処分に関しては、市施工も組合施工も、推進室にその**販売を移譲**していく」と表明。しかし、区画整理課に確認するも、「そのような推進室は、存在しない」とのこと。

「土地活用推進室」よりも、川辺で始めようとしているディベロッパーへの「一括販売」に対する理解を求めるための地ならしと見られる。

当初計画では、保留地面積を26,790平米、21年度の1㎡あたりの単価を、

「**18万3000円**」が基準と説明しており、この数字に当てはめて計算すると**49億円の収入が見込めた**。しかし、予算上は、単価11万8000円で、31億6000万円を見込んでいる。

6月3日 河内氏、副市長(3期め)任期満了

6月4日 河内氏 市立病院経営専門監に就任

H22年 3月27日 **第2回総会** 石本・課長が出席。

7月17日 **第3回総会** 石本・課長が出席。

(この総会以降、24年まで、堀之内氏が事務局として答弁)

○22年度の企業公社の職員は3人(元部長2人、元課長1人)

9月21日 **組合が、企業公社に業務委託「その2」、「その3」を委託**

10月20日 組合が、有・CELと、遺跡試掘調査委託契約を締結

H23年 1月30日 **第4回総会** 石本弘一郎課長(当時)が出席。

事業化に当たり、29億円で予算化した公管金(国費)が、32億円で確定した。

○総会前に、組合員の不信感が募り、区域内に怪文書がまかされている。堀之内氏では納めきれない状況が見て取れる。

2月15日 組合が企業公社と22年度・調査業務委託契約(その1)の**変更契約**を締結

「**堀之内氏が、企業公社社長でありながら、個人委託契約に変更**」の疑い

3月26日 **第5回総会** 石本課長が出席 公社の職員は3人(元部長1人、元課長2人)

○22年度末に仮換地案がほぼ決定。23年度には、本工事や補償等のための調査設計を行う。

○**事業計画変更1回目**

「交換金3億円増」を隠すために、市と折半の下水道移設を組合が全額支出する事に変更した疑い。行政と組合で折半というルールを川辺堀之内組合のみ、全額負担させるということはあり得ず、26年度、3回目の計画変更で、日野市が

支払う方向で修正変更している。

○**庶務既定の変更**

「給与」＝役員 13 名分の報酬のアップ。「給料」(＝組合で雇用している事務職員 1 名分)と、「諸手当」(＝役員が理事会等の会議に出席する際の執務手当) n 支給に関して、「公務員」をベースとする変更をした。

河内氏は、翌年から市立病院の院長相談役となるが、「残業が月 60 時間を超えた場合は 6 割増し」という日野市の規定に基づいて、毎月、約 100 時間の残業をしたことにして、給料本体を超える手当を受け取っている。

河内氏は、組合の理事長相談役でありながら、職員として、高額な時間外手当をもらっていたことを鑑みれば、この時点で、地均しをしたものと見られる。

- 4 月 1 日 組合が企業公社と 23 年度の事務委託契約を締結
- 5 月 24 日 組合が企業公社と 23 年度の調査設計業務委託契約を締結
- 7 月 21 日 事業計画変更について、都から認可が下りる。
- 8 月 27 日 **第 6 回総会** 石本課長(当時)が出席。

○23 年度のこの総会では、22 年度の調査設計業務(その 1)、(その 3)の支払いについて承認を求めているが、22 年度決算にはその項目が無く、23 年度会計の中で処理した模様。

23 年度会計では、(その 1)(その 2)(その 3)(その 4)まで計上されているが、(その 1)から(その 3)までが、22 年度分にあたる。

上記の(その 1)から(その 4)までの契約に関しては、その金額相当分だけ公社に発注されていないことから、堀之内氏が、全て、個人で受託したと見られる。よって、**個人委託は組合設立の翌年である 22 年度には、既に始まっていたことになる。**

○総会では、組合員から「事業費が不足したときに、どこが責任を取るのか。市がバックアップするなら、市の印鑑を取るようお願いしたが、株式会社日野市企業公社の堀之内社長様より、「部長、課長の印ならば」との発言を聞いた。それから 5 か月がたっているが、何の返事もない。」という質問があり、石本課長が、「今のお話は、伺っている。」と回答している。石本氏は、「部長や課長であっても、民間組合の赤字の補填に対して、印は押せない」と、否定すべきところを、否定していない。堀之内氏は、自分の部下だった大坪まちづくり部長や石本区画整理課長に命じれば、「赤字が出た際には、日野市が補填する。」と書かせる事ができるくらいの権限を持って臨んでいるという認識でいたという事。

○**「保留地処分規定」を決定** 特徴は以下の 2 点

- 1、事業遂行のために必要と認められるとき、随意契約ができる
- 2、理事は、事業遂行に必要と認められる場合、随意契約により一括売買契約をすることができる。

24 年度、25 年度に、大手ハウスメーカーに一括販売することで、事業遂行には有り余るほどの収入を得ていたにもかかわらず、事前にこの規定変更をしておい

たことに基づいて、**26 年度から、随意契約による低価格での一括売却に方向転換。**

- H24 年** 2 月 22 日 組合が公社と契約した 23 年度の調査設計業務委託の**変更契約**を締結
- 3 月 6 日 組合理事会で「理事長相談役」について協議。堀之内氏が河内氏を推薦した。
- 企業公社の職員は 2 人（元課長 1 人、嘱託 1 人、）
- ↑ 24 年から「元部長 1 人」がいなくなる。統括責任者を河内氏に移した事により、フリーになった堀之内氏が、ここで「企業公社との契約により配置された職員」から外れて、本格的に個人委託契約を受注し出したことが見て取れる。
- 3 月 24 日 **第 7 回総会** 石本課長が出席
- 公社の職員は 2 人（元課長 1 人、嘱託 1 人）
- 3 月 31 日 河内氏・市立病院経営専門監を退任
- 4 月 1 日 組合が企業公社と 24 年度・事務委託契約を締結
- 4 月 1 日 河内氏・市立病院の院長相談役に就任。臨時職員として契約
- 5 月 1 日 河内氏・区画整理組合の理事長に就任。河内氏の個人委託が始まる。
- 5 月 24 日 組合が企業公社と 24 年度・調査設計委託業務委託契約を締結
- 7 月 14 日 **第 8 回総会** 石本課長が出席。
- 河内氏の理事長相談役の就任で組織強化を図った旨の報告あり。
- この総会以降、河内氏が理事長相談役として答弁開始
- 工事請負規定の変更**→指名競争入札で、体力の無い 4 社程度しか指名していないのに、「予定価格の事前公表」により価格を底上げすれば、自ずと、談合にしか見えない状況が作り出される。逆に、体力の無い T 建設が、事前公表による高値にも関わらず、「独占受注」できていること自体が不自然と言える。
- H25 年** 3 月 17 日 **第 9 回総会** 辻英己・課長（当時）が出席。 石本氏は部長に昇進
- 公社職員は 3 人（元課長 2 人、臨時 1 人） **事業計画の 2 度目の改正**
- 4 月 1 日 組合が公社と事務委託契約を締結
- 4 月** **大坪市政スタート**
- 5 月 27 日 組合が公社と調査設計業務の委託契約を締結
- 6 月 2 日 堀之内氏・企業公社を退職
- 組合の庶務規定の変更 給与・諸手当のアップが行われる。
- 6 月 4 日 堀之内氏・副市長就任 （行革で 1 人に減らした副市長を 2 人に戻した。答弁をしない副市長として、異様な存在だった。）
- 6 月 5 日 組合が、25 年度・「街路築造工事（その 1）施行管理業務」委託と「工事施行管理業務」委託の契約を締結 **（その 1）は、堀之内氏と契約の疑い**
- 7 月 27 日 **第 10 回総会** 辻英己課長（当時）が出席
- 河内氏「いずれ、段差を活かしながら擁壁を作っていく」と発言。堀之内氏を副市長として送り込み、28 年度には、助成金の対象を擁壁や整地まで拡大さ

せた。→「利益誘導・背任」の疑い

- 7月31日 ミサワホームセラミック株と第2期保留地処分の売買契約の締結
- 8月6日 株・大木不動産と第2期保留地処分の売買契約の締結
- 8月29日 大和ハウス工業株式会社と保留地処分の売買契約の締結
- 10月 A理事長 逝去
- H26年 3月16日 **第11回総会** 辻課長（当時）が出席 部長は石本氏（事業進捗率 44%）
- 4月1日 助成要綱の「幅6メートル以上の道路築造に助成」の項目中、「6メートル以上」の文言を抜く改正が、3000万円の予算措置をつけて行われた。川辺堀之内区画整理事業は、区域内の道路を、幅員5メートル以上に造成する計画なので、この要綱改正によって、「**当初約55%だった市の助成対象道路が、97%にまで拡大された**」ことになる。
- 5月14日 組合が公社と調査設計業務委託契約を締結
- 6月30日 組合が公社と、「26年街路築造工事（その1）及び（その2）施行管理業務他その他平成26年度工事施行管理業務委託」を締結。堀之内氏が副市長になる前まで個人契約していた業務であり、この契約分は、公社へは引き続き委託されていないため、副市長となっても委託料をもらい続けている疑いが濃厚。
- 7月26日 **第12回総会** 辻課長（当時）が出席
- 伊藤理事の報告「換地指定は、95%完了。都市計画道路用地の70%を国に引き渡せた。道路南側は、区域の大半で、保留地売却が可能となった。北側は、文化財の出土により、事業計画の変更を余儀なくされた。保留地処分については計画以上に処分できた。」
- 事業計画の変更理由については、「遺跡調査による遅れ」と説明。第13回総会の26年度補正予算審議において、「遺跡調査による遅れは6か月」と答えているにもかかわらず、遺跡調査は29年度まで続き、最終的には、33年まで期間延長がなされた4回目の計画変更の理由にもなっている。
- 「遺跡調査」という区画整理の前段階で行われる調査が、事業終了段階の29年まで引きずっていることの不思議。しかも、あの狭い地域内にて、調査に、**トータル10年もかかるはずがない。**
- 8月6日 「**第3回 事業計画 変更** 認可申請」（計画変更3回目）
- 下水道の移設費用は、1度目の計画変更で、「日野市との協議により、組合側の100%負担に変更となった」と説明していたにもかかわらず、この2回目の変更においては、**組合負担が100%からゼロに戻された。**しかし、その理由は、全く語らず。その「支出減」分を、「資材の高騰」や「2項道路の工事を増やした」事を理由に、事業の5~6%積み増しで埋め直す方向で変更している。有り余る保留地処分金を食いつぶすだけの支出を創出するのに苦労している状況が見て取れる。
- 大和ハウス、ミサワホーム、エンドユーザーと保留地売買契約。土地活用に関する民間業者とのヒアリング。事業の進捗はこの段階で、道路用地の7割を確

保。

27 年 3 月 29 日 第 13 回総会 辻課長（当時） 企業公社職員は 2 人（元部長 1 人、元課長 1 人）
《事業計画変更》（4 回目）の内容

目的＝道路、公園、水路の面積変更のため。

収入は、保留地処分金を「販売実績を考慮して」5 億 7000 万円ほど増額。

支出は、「①人件費と消費税のアップ分」、「②公共施設整備費」、「③2 項該当事業」、「④調査設計費」、「⑤事務費」を見直した結果、5 億 7000 万円の増額となった。

2 項該当事業とは、赤道含め、4 メートル以下の矮小道路の拡張工事のこと

① と③は、日野市の助成金で入ってくる分、←工事はこのお金で継続される。

② と④と⑤は、河内氏サイドの収奪分 ←黒字はこの水増しによって吸収する。

《26 年度予算の補正内容の特徴》

総事業費 26 億 8000 万円を 16 億 8000 万円に引き下げる、約 10 億円の下方向修正をした。

収入 前年度の予算計上から取り下げた公管金を約 3 億円計上し、保留地処分金を、**実績に基づき約 7 億円減額**。

支出は、補償費、調査設計費、事務所費、借入金利子、2 項事業費、予備費を減額。ちなみに、借入利子は、「無利子で借りることができている」と説明しながら計上し続けて、予算支出を膨らませている。

《27 年度予算》前年度まで好調な売り上げを 7 億円減らす不自然な予算組み

○（有）ビセイケン代理人・黒塗り氏の質問

「今年度（26 年度）の保留地処分金 7 億円が減額になっていて、当然、この金額は、27 年度の予算に組み入れられると考えるが、そうならないのは、事業が遅れるということか？」

○河内の答弁

「これまで大手不動産が一括販売をしていたが、26 年度は「できない」と返答があったため委託販売に切り替えたことにより、26 年度中に保留地処分金の収入が減額になったもので、単価の引き上げ等の理由により売れ行きが芳しくないの、このゴールデンウィークから**組合が直接販売を行い、事業を進めたい。**」

○7 億円も売り上げが減っているのに、「5 億 7000 万円の売り上げ増」の事業計画変更を、同時に行う不思議！

○質問者＝ビセイケン＝区画整理コンサルは、どのような資格で総会に参加しているのか？「7 億もの売り上げ減」を、「事業の遅れによるもの」と、正当化してみせるのに一役買っている。「やらせ質問」である疑い。裏の売買の仲介役になっていないかチェックが必要。

4 月 1 日 組合が公社と事務委託契約

6 月 1 日 組合が公社と調査設計委託契約

7 月 4 日 組合が公社と、「26 年街路築造工事（その 1）及び（その 2）施行管理業務他その

他平成 26 年度工事施行管理業務委託」を締結 ←堀之内個人契約の疑い

8 月 1 日 第 14 回総会 高橋弘部長が出席 公社職員は 2 人（元部長 1、嘱託 1）

○「今年度、保留地を売却する場所は、どこを予定しているか？」という組合員の質問に対して、

河内理事長相談役、「まだ理事会には図っていないが、今考えているところは、2 か所に分割して、売却したい」と、場所を特定し説明したと、議事録に記載されている。→理事会よりも、河内氏の思惑が先行している事が見て取れる。

28 年 3 月 19 日 第 15 回総会 百瀬大介課長補佐が出席

○伊藤理事長「保留地につきましては、平成 24 年から処分を始めましたが、大手ハウスメーカー、地元不動産業者のご協力により、順調に処分することができました。」と述べる一方で、保留地処分金に関しては、第 14 回総会で行った 27 年度予算の 5000 万円の増額補正を、一転して、約 1 億 5000 万円の減額補正。

「減額の理由は、予定通り売れなかったという事か？」という質問に対し、「売却予定の保留地の位置を事業計画の変更により、道路を追加することになり、位置を変更したことで遅れた」と回答。←区画もほぼ出来上がった頃に「位置の変更」？

○27 年度の収入が 1 億 5000 万円も減ったというのに、諸手当をアップ

○「諸手当（＝理事会出席等の執務に対する手当）が増えたのはなぜか？」という質問に対し、「事務の統括は、私が行っている」と、河内氏が答弁。「この 3 年間に集中的に事業を進めるため、執務手当、超勤手当等の必要性が生じたため」と回答。区画整理組合からは、理事長相談役や組合職員として、高額な報酬を得ていた。しかし、河内氏はこの頃、病院で週 5 日勤務、毎月 100 時間超過勤務をしていたことになっている。

諸手当が、4000 万円も計上されていることに関して、「1 日に、10 万円を超えており高すぎる」という質問に対して、河内氏、「組合の業務に関しては、企業公社に全面委託しているところである。事業の早期終結を図るために、企業公社職員の業務量を増やさなければならないため増額しているが、本来なら、調査設計費に該当するものも含まれているので、ご理解願いたい。」と答弁。→事務費の説明も意味不明。誤魔化しようがなくなっている。

○販売方法に関して

河内氏「現在 3 つの方法で実施しており、東亜建設のような『住宅建設業者に直接購入してもらう方法』があり、ミサワホームのような『購入はできないが販売を請負う』＝『手数料を支払い委託販売してもらう方法』があり、『組合が直接インターネットでは販売する方法』がある。購入者には、手数料が発生しないが、手続きが煩雑であるので、いずれは、住宅メーカーに直接、販売することを考えている」と説明。

27 年度決算で、10 億円の余剰金が出る。

28 年 4 月 1 日 組合が公社と事務委託契約

7 月 11 日 組合が公社と調査設計委託契約 ←27 年度の 2.5 倍

公社職員 2 人（元部長 2 人）

7 月 30 日 **第 16 回総会** 百瀬課長補佐（当時）出席

○27 年度収支決算、及び財産目録について最終報告がなされているが、数字的な情報は一切なし。

○「保留地単価チェックシートでの単価が、H27 年度から H28 年度は、大きく上昇している理由、及び、予算書の金額と違う理由について」についての質問があり、事務局が回答しているが、その説明内容については、議事録に記載なし。予算上は黒字を隠している？ 16 回総会以降、理事者側の説明は省略が多く、会計の中身については、丁寧な説明は一切なし。

11 月 28 日 **日野市助成要綱 堀之内副市長・主導で、2 度目の「助成対象の拡大」**

この時点で、日野市からの助成金は、当初の約束である約 7 億円の半分しか来ていない。1 度目に続き、この 2 度目の改正も、川辺組合を想定した「助成対象の拡大」なので、本来は、黒字の川辺には不要なのだが、以下の改正が行われた。

○助成の範囲の対象「公共施設の整備に要する費用の一部」の項に、「及び、その他事業」を加える。→消防団詰め所や交流センターのこと（一般会計で作るべきもの）

○「事業施工地区内の宅地の造成及び、整地費、並びに、擁壁の建造費の全額」を加える。

「元の形状が田んぼだと、地盤改良をしないと杭を打てない。」として、川辺堀之内の地域も、元が田んぼの土地については、宅地の造成、整地を対象とする改正、かつ、北側が斜面地なため、擁壁工事までも対象とする大盤振る舞いの要項改正が行われた。

事業はほぼ完成しているのだが、処分保留地をさらに 1000 平米増やして、売って儲けるため、期間を 3 年間、延長する計画変更を行っている。しかし、期間を延ばしても、その間の仕事が無いため、「擁壁の造成」や、「これまでの交流センターよりもグレードの高い交流施設（河内氏の説明を引用）」や「消防団詰め所」といった一般会計で建設すべきものまで区画整理会計の中に組み込むという苦しい変更までして、「まだ事業は終焉していない」という状況を作り出さなくてはならない。その新たな支出については、全て、堀之内氏のおかげで日野市の助成対象となったため、市からもらえていない残額分を財源にして、事業を回せる。黒字分は、個人委託や随意契約等、あらゆる手段を使って飲み込む算段。

12 月 12 日 平 排三氏（庶務担当理事） 逝去

29 年 3 月 25 日 **第 17 回総会** 宮田守まちづくり部長出席

○10 月 15 日に東亜建設に一括売買した件についての質問あり。「2 年前くらいから、大手ハウスメーカーが買取りから撤退したので、新しい買取先として手を挙げた東亜建設さんに適正価格で販売したので問題は無い。今後も条件を満たせば、他の業者さんとの間でも話をするので閉鎖性は無い。今は、公開で入札はしておらず、**国、都、市からも、『地価の高騰に繋がるから』と指導があった**」と説明。

↑ **国や市からの指導は無い。不自然な随意契約**

- 「事務所費の中の雑費にも、「事業推進経費、休日出勤手当、の記載があるが、体調管理のため、休日出勤の無いよう体制を整えて頂きたい。」という質問に対し、「公社職員の勤務は週 4 日であるが、職員が辞めた中、補充もままならない状況であり、現在は、週 6 日勤務としている。休日出勤については、保留地の契約や補償関係業務が土日に多いため。予算上は雑費という事で整理した。」と、河内が答えている。→「委託料の中に含まれるべき経費」を、なぜ雑費で計上するのか、意味不明。公社職員が辞めたのではなく、公社から個人委託に引き抜いた疑いあり。
- 「28 年度までに売却した保留地の面積の 8 割で、保留地処分金の 9 割を確保できた」と。理事長より説明あり。そして、28 年度は予算よりも 3 億円の増収
- 職員については、この 3 年間で、保留地処分も順調に増えてきたこともあり、理事会に諮り、通常の給料の他、**業務推進に成果を上げてきたものに対し、各種手当を支給し、役員に対しても、報酬の他、同様に手当を支給することとした。**役員は、先行きが見えないまま、担保を供出していることを述べ、理解を求めた。
→「成果」の意味について
市から助成金を獲得した金額・8000 万円が、「成果」として、そっくり、河内氏の個人委託料である「業務推進のための業務委託料」の 8000 万円にスライドしている。

H29 年 4 月 1 日 組合と公社が、事務委託契約（公社職員は、元部長 1 人）

5 月 22 日 組合と公社が、調査設計委託契約

6 月 3 日 堀之内氏・副市長退任。 4 年分の退職金は約 1000 万円

8 月 5 日 **第 18 回総会** 宮田部長出席

- 理事長報告「都市計画道路の整備が完成し、市長と議長をお招きして、開通式を行った。」←市長は、堀之内祭りや開所式で、河内氏と何度も顔を合わせている。
- 28 年度決算は黒字が約 10 億円。→保留地処分金収入が 10 億円あり、収入決算＝約 19 億円、支出決算＝約 8 億 4000 万円。差し引き **29 年度も 10 億円の余剰金。**
完了間際に、保留地をこれ以上売却しなくても区画整理事業は成り立つことを、この黒字が証明している。結果的には、土地転がしで利益を売る人間を手助けするために、市の助成金が投入されていたことになる。
- 28 年度決算審議では、「調査設計業務が、昨年の 2,5 倍になっている理由」について、河内氏は、「企業公社に委託してきた業務の一部を、**本土地区画整理事務所が実施したため**」と回答。
「企業公社の関係者への個人委託」として、堀之内氏や企業公社現職員の O 氏が、個人委託契約を結んでいる事が明らかとなっている。
- ◎ 日野市の職員である河内氏が、日野市から補助金をもらう関係にある区画整理組合に勤務しているのも利益相反だが、**組合の統括責任者が、自分自身に委託するのも利益相反に当たるのでは？**
- 事業計画の 5 度目の変更決定

河内氏「グレードの高い交流センターを予定しており、そのための用地取得を日野市にお願いしているところ。」と言っている。総会議事録のこの記載は、日野市の職員である河内氏が、組合の利益確保を目的に、日野市と交渉をしていた事実があったことの証拠となる。組合から報酬をもらっていないとしても公務員にあるまじき不適切な行動であることは間違いない。「兼業の認識があったか？」以前の問題である。

H30 年 3 月 24 日 第 19 回総会 岡崎健次課長が出席

ここで、「事業調査設計費」1 億 1000 万円、「工事調査設計費」4000 万円、「補償調査設計費」500 万円、「換地調査設計費」700 万円と、完了間際にはあり得ない調査設計費の増額が記載された。

○平成 30 年度以降の 3 年間の財源を、日野市の残る約 4 億円と保留地処分金の 2 億 5000 万円だと位置づけているが、この段階では、本体業務はとっくに終わっている。よって、枝葉の仕事を新たに作り出したとしても新たに 7 億も使い切れるほどの仕事量を創出できるとは思えない。逆に、上記の通り、その 7 億のうちの 1 億 5000 万円が、意味不明な調査設計費に使われている。

事業完了に向けて、「日野市からの助成金が重要だ」と強調しており、後付けで創出した事業に関しては日野市の助成金を当て、保留地処分金の黒字は、ありもしない工事や調査で吸収しようとする目論見が露わ。

○ 理事会の報告中の「日野自動車秋祭りについて」という記載について質問があり「当組合は公人であるため、招待状を頂くので、参加について協議した」と河内氏が答弁。休日に行われたはずの日野自動車秋祭りは、病院の休日出勤日とも重なっているはず。

H30 年度は、前年度決算から「約 8 億 5,000 万円の繰り越し」あり

4 月 1 日 組合が公社と事務委託契約を締結

8 月 4 日 第 20 回総会 岡崎課長が出席

(29 年度決算について)

黒字が 10 億円も出ており、事務経費＝報酬もかなり水増しされている。

○29 年度の「工事詳細設計が前年度比 10 倍」、「測量関係業務委託が前年度比 3 倍」「事業推進に関する業務が前年度比 2 倍」の理由について質問あり。

河内氏、意味不明な答弁で交わす。

○29 年度決算について、滝澤建設に直接支払ったお金のことを聞く質問あり。

河内氏は、「工事以前にかかる間接的な経費である」と回答。質問者の「滝澤建設に直接支払う経費以外に、前段でかかった経費が含まれているという事ですか？」というさらなる質問に対して、河内氏は「そうです。本日出席している職員の経費も含まれています。」と、これまた意味不明な回答。

10 月 9 日 滝澤建設と H30 年度街路築造工事その 2 を締結

株式会社オオバと H30 年度調査設計業務委託を締結

↑オオバは、区画整理事業のコンサルタント。企業公社は、組合設立前からこのオオバに事務委託しており、総会では、毎回、オオバが書記を務めている。企業公社には、もともと、受託する能力がなかった。

H31 年 3 月 23 日 **第 21 回総会**

「交流センター建設については、消防団詰め所用地と併せて、ほぼ 600 平米程度の土地を確保した。平成 31 年度より建設に向けて、市の予算化が見込まれている。建物の内容については、従来の堀之内研修所よりグレードの高いものを考えており、平成 32 年度には、**土地の取得を日野市にお願いしておりますが、**市の予算化次第です。」と、日野市の職員である河内氏が答弁。

公開された総会資料は、ここまで。

3、事業計画の不自然な変更

当初計画には、以下の通り、記載されている。

「21 年度は、諸官庁への事務手続き、街区確定測量、換地設計、22, 23 年度は、工事設計、換地設計、仮換地指定、24 年から造成工事、道路工事をスタートし、平成 28 年度で完成する予定。その間に、建物移転や保留地処分を行う。」しかし、計画はその後、3 回にわたり変更された。

最終計画では、事業期間が「33 年完成」に延長され、以下の通り記載されている。

「最終年度に、換地計画の作成、換地処分、公共施設の管理引き継ぎ、登記、清算金の徴収交付、組合の残余財産の処分を行い、決算報告の承認を受けて、完了する。」しかし、道路建設や移転補償等の本体事業は、とっくに終わっている。(平成 25 年度時点で、道路用地の 70%を開けており、当初予定の 28 年度の完了のままで十分だった。)

延長の 2 年は、完全な時間稼ぎである。今後 2 年かけて清算処理をやりながら、その間にも、日野市の助成金で対応できる公共施設建設や記念イベントやらを支出に計上し、事業を作り出してまで、期間を延長し、その間に、売り残した保留地を売り切って、その黒字を私物化するための期間延長に過ぎない。

事業計画の変更 1 回目 23 年第 5 回総会にて可決 7 月に認可承認

22 年度中に、交換金の総額が、当初予定よりも 3 億円多く来ることが確定したため、事業計画より 3 億円ほど余る事がわかった途端に、黒字は出ない事にする計画変更が行われた。支出では、市と折半の下水道移設を「組合が全額支出する事になった」という理由で 1 億 45000 万円増やし、収入では、保留地単価を 13 万円から 11 万 3000 円に下げることによって 1 億 3000 万円減額するもの。3 億の黒字は出ないことにする修正である。

○道路、公園、水路の面積の変更、→公共施設整備費が 1 億 2000 万円の増

○交換金を 2 億 9000 万の増、

○保留地処分単価を 11 万 3000 円に下げ 1 億 3000 万円の減 30 億 2700 万円に

○2 項道路の下水道負担、1 億 4700 万円の増

事業計画では、下水道、ガス、電柱の移設費用総額が2億5千万円に変更され、総額68億2000万円の計画が、69億8000万円にアップ。 「最終的に上下水道、ガス、電柱も組合負担」と説明←虚偽

堀之内氏は、変更内容について「水道移設費用については、市と組合で、半分ずつと決まっていたが、当地域が供用開始地区のため、下水道管理者（日野市）と協議の上、組合が負担する事となった。」と説明。←協議した回議書は存在せず。よって虚偽説明

◎交換金の交付対象は、用地費、補償費、事務費

事業計画の変更2回目 25年3月 第9回総会にて、「議案3号」可決

河内氏は、この2度目の変更にあたって、「保留地諸処分を円滑に行うために、一部道路計画を見直し、合わせて資金計画の見直しを行うものであり、この変更により、事業費の変更は無い。」と説明している。保留地処分金を売り出した初年度にあたる24年度に9億円の売り上げを出した途端に、この事業計画の変更も行われているが、保留地処分金は40億220万円に9億円アップされ、日野市の助成金額も7億に増額された。（区画整理課が「議案3号」を提出しないため、事業内容の詳細は分からない）

この変更の理由は、保留地処分金にある。

第10回総会において、24年度の事業報告を行っているが、補償費が1億円減額となった理由について、河内氏は、「25年度分に予定されていた建物移転も前倒しで行おうとしたが、整地の遅れ等で、できなかった」と説明している。「来年度分を前倒しで行う」という事は、「その事業計画自体に嘘がある」という事になるが、次年度の支出を前倒ししてでも、黒字を少なく見せかけたかったからに他ならない。

また、「調査設計費の約6,000万円の減」の理由については、「都市計画道路の南側の地盤が軟弱であるため、当初は全体的に地盤改良を行う予定だったが、予定を変更して、そこに新築される方々に、個別に地盤改良のための費用を負担し、また、保留地を一括購入した住宅メーカーには、それぞれの地盤改良による費用を支出する事としたので、費用を抑えることができた。」と説明している。「新築する個人に対する負担」とは、即ち、「住宅メーカーが建てた家を購入した個人に対する負担」ということであり、「住宅メーカーへの支出」とイコールだと推察するが、その支出の基準については、理事会で諮られた形跡は無く、かつ、そのような支出の計上も、一切、認められない。よって、取り決め文書が存在しない以上、彼のこの発言は、「メーカーとの間の闇取引」をしたことを自ら証明した事に外ならない。

「住宅メーカーの行う地盤改良費用を支出する」という彼の言葉が真実であるならば、その支出が計上されていない以上、河内氏が住宅メーカーに対して取り得た手段は、「かかる経費分だけ保留地単価を下げる」ことしか無かったはずである。組合負担の整地費がメーカーへの見返り額に比例して減っているのであれば、手法に問題はあってもその収支に疑義を挟むのは難しいが、「事業計画に計上された整地費よりも、保留地単価に反映させた値引き分の方が遥かに大きい」という疑いについては、検証されなければならない。

22年の第三回総会において、「本組合の保留地単価を決定するには、C地点、単価18万3000円が、基準となる。」と述べているにもかかわらず、23年度の1回目の計画変更では、単価11万円にまで引き下げた。しかし、24年度から売り始めてみたら単価15万で売れている現状から、これ以上、保留地処分金

について、ごまかすことはできないという判断の下に、この2回目の計画変更はされたはずである。

この後も、3回の計画変更があるが、いずれも、莫大な保留地処分金を黒字として残さないように、どう事業内容を増やすかをめぐって、変更されていると言っても過言ではない。

保留地処分金収入は、以下の通り

	単価	面積	処分総額	繰越
24年度	15万2400円	6,104 m ²	9億3,048万円	6億6,108万円繰越
25年度	15万6000円	4,508 m ²	7億363万円	11億1,996万円繰越
26年度	15万9,000円	1,301 m ²	2億743円	4億9,630万円繰越
27年度	14万8,000円	3,888 m ²	5億76,83万円	5億6,363万円繰越
28年度	15万9,000円	6,710 m ²	10億6,849万円	10億6,697万円繰越
29年度	18万1,500円	750 m ²	1億3,611万円	8億4,913万円繰越
30年度	12万7,000円	819 m ²	1億50万円	4億4,568万円繰越
保留地処分・総面積		計 24,080 m ²	残り 3896 m ²	17万円×3896 m ² =6億2,800万円

◎仮に、単価17万円以上で売れた場合に、上の金額との差はこうなる。

24年度 1億720万円

25年度 6,273万円

26年度 1,374万円

27年度 8,413万円

28年度 7,221万円

29年度 — ←単価18万円で売却しているので問題なし。

30年度 4,692万円

◎ 30年度については、同程度の区画が、前年度に18万円で売れているので、この年だけは、単価18万円で計算して出した。

保留地処分に関する影響額は、3億8,700万円

保留地処分金については、本来なら、3億円程度、多く見込めたはずである。しかし、河内氏の何らかの操作によって、組合に入ってこなかった事を疑うべきなので、影響額に含める。

以下、その点について、問題提起をせざるを得ないおかしい経緯は、以下の通り。

保留地処分をめぐる疑惑

河内氏が顧問に就任した24年度以降、大手ハウスメーカーに保留地を一括販売しているが、その結果、24年度決算では、保留地処分金の収入が9億円入り、6億の黒字を出した。25年度決算では、7億の収入があり、11億の黒字を出している。

○ところが、その次の26年度から、販売を随意契約に切り替えて、単価を下げている。

↑「低価格」売上の仲介料が、河内氏の懐に入っている疑いあり。

○河内氏は、「低価格」売上の理由について「都や市から、『地価が高騰するので』と、指導が入ったから」

と説明。←市として、そのような指導はしていない。

市がそのような指導した事実はないにも関わらず、総会で、河内氏のその発言を聞いた辻課長(当時)は、一言も訂正していない。

26年度には、「保留地単価を下げた」にもかかわらず、26年度も約15億円もの売却益を出し、27年度も5億の売却益が、そっくり黒字で残った。一部区域は、随意契約で安く売り、それ以外の部分については、周辺地域の単価に合わせてきちんと18万円で売っていれば、トータル単価は15万となってもおかしくはない。河内氏の口座に、どこから入金があるかを確認することでしか、経緯はわからない。歴代の区画整理課長の総会における態度を見れば、日野市も当然、グルだとしか見えないからこそ、徹底解明に足を踏み込むことに、躊躇してはいけな

事業計画の変更 3回目 26年7月 第12回総会にて、議案「第4号」として可決

総会議事録には、詳細の記載が無いため、変更内容について、河内氏の以下の発言から紐解く。

「本事業の進捗が5割を超えたので、事業の整理を行った。人件費、材料費等の大幅な上昇分を精査し、事業全体の見直しを行った。」－1

「27年度以降の工事の事業については、5～7パセントの積み増しを行った。」－2

「上下水道移設費は、日野市との二案金協定により、事業者が負担する事になったためである」－3

1に関して、「人件費分を増やす」計画変更以降、「業務推進のための業務」の支給の仕方が、露骨に歩合制に変化し、河内氏自身の手当の増額に発展している。

2に関して、27年度以降、工事費を5～7%積み増した結果の予算執行率は、以下の通り。

27年度=93.8%、28年度=80%、29年度=87%、(30年度に関しては、さらなる変更後なので、対象に含めず。)積み増しするほどの工事が無いということを、数字が物語っている。

3に関して、堀之内氏は、第1回目の計画変更の理由について、「事業者(日野市)側との協議において、組合が日野市分も含めて全額負担する事になった」と説明したが、その変更理由が出まかせであるという事になる。堀之内氏が、「河内氏と結託した事はない」という場合には、この不可解な実態について、本人から証言を得なければならない。

事業計画の変更 4回目 27年3月 第13回総会にて、第4号議案として可決

25年度に関しては、保留地処分金の売り上げが7億あり、26年度に、11億円も繰り越すことになった。26年度の処分金収入に関しては、当初予算で8億6,800万円を見込んでいたが、27年3月の時点で、7億100万円の減額補正があり、1億4,900万円に修正され、8月の決算報告の時点では、2億700万円となった。

この理由について、河内氏は、「26年度は、不動産会社が一括販売できないと返答があったため、これを委託販売に切り替えたため、保留地処分金の収入が減額となった。不動産鑑定を行い、処分金単価の引き上げ等で売れ行きが芳しくないので、27年度は、ゴールデンウィーク明けから、組合が直接販売を行う」と説明している。

しかし、2号議案でそう説明する一方で、次の3号議案では、保留地処分金を、さらに5億7,400万円も増やし、その金額を支出するに値する事業(日野緑地の整備、宅地整地工事、擁壁工事 ←説明事項1、今後の事業施工予定について)を創出し、変更計画を作り上げている。不思議なことに、27年度の処分

額は、ぴったり、5億7600万円なのである。実際には、26年度に売っていた売り上げを、次年度の計上に先送りした上で、計画を組み直したと思われる。

なぜならば、「不動産鑑定の結果、単価が高すぎて売れない」と言いながら、実際には、値下げする事もなく、次年度以降も好調に売れているのである。この変更もまた、黒字隠しの一環。

事業計画変更の5回目 ←取り下げ

平成28年3月の第15回総会の議題に上っているが、取り下げられた。半年後の第16回総会では、「保留地処分金の単価が、27年度と比べて大きく上昇している理由、及び、予算書と違う理由について質問されているが、回答についての記載が無い。以降、都合の悪い質問に対する回答は、ほとんど記載なく省略されている。

事業計画の変更 5回目 29年8月の第18回総会にて、議案第2号として可決

変更ポイント

- ① 3年間の期間延 ←「伸埋蔵文化財調査の遅延等により」
 - ② 保留地面積を約1500平米増やす ←さらなる黒字の吸い上げを狙う
 - ③ 総事業費が、約756,000万円から約79億円に、3.6億円アップ＝黒字分
- ① に関しては、たった18,7平米の広さなのに、5～6年調査してもまだ終わらないという事があり得るのか？

収入面では、「3・3・2号線内に新たに埋設する下水道工事の一部が、日野市の助成対象となったため、日野市助成金が7000万円の増額となる。」と説明。←あり得ない話をまた持ち出してきた理由は、日野市から7000万円の助成金を引き出したことを理由にして、歩合でもらえることになっている「業務推進のための業務委託料」を引き上げる口実としようとしたと見られる。

それを裏付ける事実として、河内氏の顧問料である「業務推進のための業務委託料」は、28年度については、日野市の助成要綱の拡大によって、組合に8000万円はいることが決まった途端、8000万円にアップし、29年は、この「日野市が下水道の移設費用を7000万円助成する事が決まった」という理由を口実にしたと思われるが、8600万円に引きあがっている。

かつ、保留地処分金をさらに2億7000万円見込み、収入全体で、3億4000万円の増額。

支出面では、A 公園等詳細設計による見直し、B 擁壁工事に伴う基礎改良費の増額、公共施設整備費のうち、C 築造費、移転、移設費、第2項該当事業、整地費、D 雑工事費、E 調査設計費の計3億3000万円が増額となる。

補足説明 AとBとCの工事は、日野市の助成金の残りを占める約4億円で行える分なので、組合の負担はなし。DとEの支出は、河内一派が請け負う形にして、黒字が隠される。

Dについては、市内の業者（滝澤建設）に随意契約で発注し、キックバックされた疑いが大。

変更案の疑問点

- 「理事が3人も失職していて、職員の業務が大変だ」と言いながら、大幅黒字を出しているにも関わらず、役員を補充していない。
- 河内氏「グレードの高い交流センターを予定しており、そのための用地取得を日野市にお願いしてい

るところ。」と言っている。総会議事録のこの記載は、日野市の職員である河内氏が、組合の利益確保を目的に、日野市と交渉をしていた事実があったことの証拠となる。組合から報酬をもらっていないとしても、公務員にあるまじき不適切な行動であることは間違いない。「兼業の認識があったか？」以前の問題である。

発注先のわからない委託料

総会資料には、企業公社含め委託先と契約額が明記されています。発注総額から契約先の明確なその分を差し引いて出した「発注先の不明な契約」の総額は、以下の通りです。

23 年度	789 万円	(堀之内氏が個人委託に切り替えた分)
24 年度	932 万円	(堀之内氏が個人委託に切り替えた分)
25 年度	4170 万円	(うち、「業務推進に関する業務」委託料 3014 万円)
26 年度	9290 万円	(うち、「業務推進に関する業務」委託料 5769 万円)
27 年度	9293 万円	(うち、「業務推進に関する業務」委託料 3660 万円)
28 年度	1 億 1622 万円	(うち、「業務推進に関する業務」委託料 8598 万円)
29 年度	6739 万円	(うち、「業務推進に関する業務」委託料 4179 万円)
30 年度	7592 万円	(うち、「業務推進に関する業務」委託料 3422 万円)

8 年間 5 億 427 万円 河内氏の顧問委託料 2 億 8 6 4 2 万円

恣意的な操作の疑われる工事契約の実態

(単価)	(道路築造)	(整地工事)	(水路工事)
23 年度	清水組 10 万円	清水組 6,500 円	西野建設 3,900 円
24 年度	眞生工業 10,3 万	眞生工業 1,2 万	眞生 10,6 万
	T 建設 3,7 万	T 建設 2 万	T 建設 2 万

◎発注した工事内容・性質に違いがあるのかもしれないが、1mで割り返した単価を比べると、眞生工業や清水組のような親企業に発注する単価と、西野建設やT建設のような下請け業者に発注する単価との差は、歴然としている。下請け零細業者に直接発注したほうが安くつく事が見て取れる。

どういう訳か、翌 25 年度以降は、状況が逆転しており、指名競争入札にもかかわらず、T建設が、親企業並みの高い金額で、落札し続けている。「落札価格と下請け価格との差額」もしくは、「落札価格と予定価格との差額」を、キックバックさせたと思われる。

とは言え、毎回、指名競争入札の形をとっているため、T建設については、落札額と契約額は違っている疑いあり。

T 建設受注率

23 年度	0%
24 年度	43%
25 年度	49%
26 年度	57%
27 年度	75%
28 年度	59%
29 年度	47%
30 年度	44%
31 年度	
32 年度	

以降、下請け零細のT建設の方が、親企業よりも2～3倍高値で落札している。

	(道路築造)	(整地工事)	(水路工事)	
25 年度	T 17,4 万 眞 8 万	T 14 万 眞 10,5	T 9,5 万	← 眞 = 眞生工業
26 年度	眞 14,8 万 T 24,4 万	眞 5,3 T 14 万	眞 4,6 万	← T 建設のみ随意契約
27 年度	T 52,5 万円	T 72 万円	T 32,5 万	← 道路は T 建設のみ受注
28 年度	眞 7,8 万 T 11 万	眞 3,4 万 T 53 万円	眞 18 万	
29 年度	眞 8,9 万 T 9 万	眞 6,2 万 T 24,9 万		

工事契約による影響額

平均値「道路工事単価 14 万円」、「整地単価 3 万円」に当てはめた場合との差額を影響額と見なし列記すると以下の通り。

29 年度からは、「歩掛」という意味不明な費用が計上されているが、この「歩掛」に関しては、総会での説明によれば、工事費ではないことは確かなので、工事契約のリストではなく、施工管理業務として工事調査設計業務に計上されなければならないので、この意味不明な金額についても、影響額として捉えることにする。

しかしながら、29 年度については、工事を発注しているにもかかわらず「施工管理業務」委託料は、全く計上されておらず、その代わりに、①「事業調査設計」②「工事調査設計」③「補償調査設計」④「換地調査設計」の 4 部門の設計業務委託料の全てに、「業務推進に関する業務」委託料が発生している。

このうち、「事業調査設計費」に含まれる「業務推進に関する業務委託」料は、河内氏の就任後から発生しており、顧問料と推定される。各委託料は、以下の通り。

① = 4179 万円、② = 1348 万円、③ = 404 万円、④ = 808 万円

このうち②は、堀之内氏が企業公社の社長時代から個人委託料としてもらっていた分なので、堀之内氏に渡ったと思われるが、③と④は、立川氏を始めとする元職員が貰っている疑いがある。

工事契約による影響額は、4 億 6,000 万円

工事水増しによる影響額

26 年	5000 万
27 年	1 億 7000 万
28 年	5000 万
29 年	1 億 2,000 万 ・ 5000 万 ・ 歩掛 7000 万
30 年	歩掛 7200 万
合計	4 億 6000 万

ここまでの影響額を合わせると、13 億 5,000 万ほどになる。

影響額とは、被害額の事ではない。この数字の中に、被害額が含まれている疑いは拭えないという数字を列挙した。川辺の保留地処分金は、単価 17 万円で売られていれば、47 億円の収入があったはずだが、実際には、41 億 9,000 万に止まっている。また、工事費は、23 年当初、40 億 4500 万円だったものが、令和元年には 71 億 9,360 万円に倍増。一方で、補償費は、22 億 2,790 万円だったものが、13 億 3,338 万円に半減している。この補償費の差額 9 億を埋めなければ、黒字になってしまうため、必死になって支出を増や下であろうことは間違いない。そして、その増やす事業の中身に関しては、ほとんどが、市の助

成金で賄える内容になっており、黒字が出た分を様々な手法で、最後まで余すところなく吸い取るまで、期間は延長され続けるのである。ディベロッパーを儲けさせるために、税金投入していたようなものだ。

○金融機関を南農協に指定し、借入金利子を 10%以内としている。←異常